

(平成21年7月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年7月までの期間及び40年3月から43年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年7月まで
② 昭和40年3月から43年5月まで

自分で国民年金の加入手続はしていないが、昭和36年4月から43年5月までの期間のうち、厚生年金保険に加入していた期間以外は、町内集金で国民年金保険料を納めていたはずなのに、申立期間①及び②が未納となっている。

申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金への加入手続を行い、その後38年8月から40年2月までの厚生年金保険加入期間を除く申立期間①及び②において、町内集金により国民年金保険料を納付したと主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年6月1日に払い出されていることが確認できる上、申立期間についてもその被保険者資格の種別が任意加入対象期間であるため、制度上、加入手続を行った時から遡さかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、申立期間は国民年金未加入期間となり、保険料を納付することはできない。

また、申立人の氏名を確認できる国民年金手帳記号番号払出簿に記載されている10人の被保険者は、全員が任意加入かつ35歳前後であり、生年月日順に払出簿に記載されている上、この中で申立人と同じ地区（校下）で被保険者資格を取得している2人の被保険者は、i) 国民年金未加入者のリストを持った担当者が戸別訪問していた、ii) 訪問した担当者は自分が未加入であることを知っていた、iii) 自分で国民年金の加入手続をした記憶は無く、地区センター又は町内会の人が手続したと思うと証言してい

ることから、申立人についても、昭和 43 年当時、加入勧奨により国民年金の被保険者資格を取得した可能性がある。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続や厚生年金保険への加入・資格喪失に伴う国民年金の資格喪失・取得手続についての記憶も明確でない。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間において、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

昭和 62 年 3 月に会社を退職した後、すぐに国民年金の加入手続を行い、同年 4 月から国民年金保険料を納付してきたと思っているが、社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納となっている。

会社を退職後、1年間も国民年金保険料を納付しなかったとは考えられないので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和 62 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、その後は申立期間の国民年金保険料を納付してきたのではないかと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は 63 年 6 月ごろに払い出され、資格取得日を 62 年 4 月 1 日にしたことが確認できる。

また、申立人については、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられず、過年度納付によりさかのぼって国民年金保険料を納付した事情もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その夫の国民年金保険料と併せて市役所又は金融機関窓口で納付したのではないかと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿により、その夫は、口座振替により申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、申立期間において、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことについて明確な記憶が無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から同年 11 月 1 日まで

昭和 49 年 7 月に A 事業所に入社したのに、社会保険庁の記録では、同年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっている。

申立期間についても A 事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 7 月から A 事業所に勤務していたと主張しているところ、申立人の元同僚は、「申立人が申立期間当時に勤務していた事業所は、A 事業所ではなく B 事業所であった。同事業所は厚生年金保険に加入していなかった。同事業所は昭和 49 年 9 月ごろに解散し、その後、申立人を含め 10 人ほどが A 事業所に移籍した。」と証言している。

また、社会保険庁の記録によると、B 事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない上、当該元同僚についても、同事業所における勤務期間については、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、昭和 49 年 11 月 1 日から A 事業所において雇用保険の被保険者資格を取得しており、申立期間については、雇用保険にも加入していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和60年3月15日から平成2年7月1日まで
②平成2年9月1日から3年7月1日まで

昭和59年12月ごろ、知人が勤務していたA社の社長から勧められ、同社で働くこととなった。

当初、A社からB社へ派遣され同社で勤務していたが、更に昭和62年1月にA社からB社へ移籍し、同社からC社Dセンターに派遣され、同センターで資材の整備を担当していた。

申立期間当時、B社からE国民健康保険組合の健康保険証が交付されていたことを記憶しているため、申立期間について、同社で厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、昭和60年4月16日から平成3年6月7日までの期間において、B社で継続して勤務していたものと認められる。

しかし、B社の元事業主は、申立人について、臨時雇用員であり、これら非正社員については、健康保険はE国民健康保険組合の第2種組合員（健康保険にのみ加入する組合員）として加入させ、厚生年金保険には加入させていなかったと証言している。このことについて、申立人自身も、申立期間当時、同社に年金手帳を提出したこと、同社から年金手帳が交付されたこと、及び同社から支払われた給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していないことから、同社の証言に不合理な点はみられず、申立人については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったものと推認される。

また、申立人がB社での元同僚とする3人についても、申立人と同様、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを確認できないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、B社が昭和63年4月1日から平成13年3月7日までの期間において加入していたF厚生年金基金に照会しても、申立人に係る厚生年金基金加入記録を確認できない。

加えて、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年ごろから37年ごろまで

昭和34年ごろから37年ごろまで、長距離運転手としてA社B支店に勤務していたのに、この間の厚生年金保険加入記録が全く無い。

A社B支店に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人がA社B支店に勤務していたことはいかがえるものの、申立人については人事記録等が保管されておらず、勤務実態や保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社B支店では、正社員については必ず人事記録等が保管されていることから、申立人は臨時職員であったと思われるとしており、申立人自身も同社から退職金が支給された記憶が無く、正社員にならなかったと思うとしていることから、申立人は正社員として登用されていなかったと考えられる。

さらに、A社C支店(D県内の各支店の人事記録は同支店が管理)では、ほとんどの臨時職員が厚生年金保険に加入しておらず、申立期間当時、正社員だけを厚生年金保険に加入させる取扱いであったと思われると証言している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書や賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から31年4月2日まで

昭和23年3月にA学校を卒業し、同年4月1日にB社C支店に入社した。

昭和31年5月31日に結婚するために、同年4月にB社C支店を退職し、結婚式の後、同年6月に夫の勤務の関係でD県へ移住し、32年秋にE県に帰県した。

社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっているが、自分は請求もしていないし受け取ってもいないので、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している厚生年金保険被保険者証には、当時、脱退手当金の支給を決定した際に記載する取扱いであったとされる「脱」及び脱退手当金を申請する際に再交付した厚生年金保険被保険者証を添付した記録と推察される「〇〇交付/昭和31年6月20日」が押印されていることが確認でき、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金を支給したことを意味する「脱退」の記載が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和31年8月13日に支給されているなど、社会保険庁の一連の事務処理に不自然さはみられない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。